

認可を受けたファーマーズマーケットための方針

最新の更新：（変更は黄色で強調表示）

4/22/21: 認可を受けたファーマーズマーケットは、最大収容人数の75%まで運営を拡大することができます。清掃に関する要件が、CDCの清掃に関する指示の更新内容に反映するように更新されました。有給の病気休暇手当に関する内容が更新されました。

COVID-19の症例率、入院、死亡率は減少しており安定しているように見えますが、依然として地域での蔓延は中程度のままです。COVID-19は継続して地域への高リスクを及ぼしているため、拡散のリスクを減少するため、全ての住民とビジネスが予防策を取り、運営と活動を変更することを求められます。

ロサンゼルス郡は、州の安全な経済のフレームワークに対する青写真の「Tier 1 オプション」に入るため、このガイダンスは地域の特定活動の制限を解除する更新がされました。認定を受けたファーマーズマーケットは注意深く運営を続行し、本ガイダンスの必須条件に従って、ビジネス運営中にCOVID-19を拡散する可能性を減少しましょう。

本方針は、カリフォルニア州によって認定され、カリフォルニア州食料農業局の要件方針カリフォルニア小売食品法（CRFC）で概説されている要件に従って運営されている認可を受けたファーマーズマーケットが、次の場合に運営できるようにするために開発されました。これらのロサンゼルス公衆衛生局（DPH）手順に準拠しています。

認可を受けたファーマーズマーケットでは、カリフォルニア小売食品法に概説されている要件に従って、一時的な食品施設（フードブース）を認可を受けたファーマーズマーケットとして隣接させ、それと連携して別個のコミュニティイベントとして運営することができます。

認可を受けたファーマーズマーケット（「マーケット」）と隣接するコミュニティイベントは、すべての安全対策の順守を監視し、必要に応じて公衆衛生局、地域のゾーニング、及び市当局から承認するサイトを担当する認可を受けたマーケットマネージャーは、すべてのスタッフの継続的なトレーニングとスクリーニング、市場内の共有エリアの必要とする設備と材料の提供に関する責任が負われます。<http://publichealth.lacounty.gov/eh/DSE/Community-Events>へアクセスして、認可を受けたファーマーズマーケットで食品ブースを運営するための公衆衛生局の許可を申請してください。

認可を受けたファーマーズマーケットは、DPHの大規模な会場/屋外ライブイベントの再開手順に準拠して、屋外ライブイベントを開催することができます。

認可を受けたファーマーズマーケットは、DPHのレストランの再開手順に準拠して、サイトでの屋外食事サービスが許可されます。

小売業を営む認可を受けたファーマーズマーケットは、DPHの小売施設の再開手順に準拠する必要があります。

注：本文書は、追加情報やリソースが入手され次第更新されることがあるため、定期的にロサンゼルス郡のウェブサイト <http://www.ph.lacounty.gov/media/Coronavirus/> をアクセスして、本文書が更新されていないか確認してください。

本チェックリストの内容:

- (1) 職場に於ける従業員の健康を保護するための方針と実践
- (2) 物理的距離を確保するための措置
- (3) 感染防止対策
- (4) 従業員及び市民とのコミュニケーション
- (5) 重要なサービスへの公平なアクセスを確保するための措置

認可を受けたファーマーズマーケットを主催する計画を立てる際には、これら5つの重要点を考慮する必要があります。

この方針の対象となるすべての認可を受けたファーマーズマーケットは、
以下に記載されているすべての適用可能な措置を実施し、
実施されていない措置は適用されない理由を説明する準備をする必要があります。
マーケットマネージャーは、すべての方針に確実に準拠するために、
この方針のコピーをすべてのベンダーと共有してください。

認可を受けた
ファーマーズマーケット:

住所:

消防法に基づく最大収容人数:

占有率 **75%** に基づく最大収容人数:

一般に公開されているスペースのお
およその総平方フィート:

**A. 安全を保護するための措置
(施設に該当するものをすべてチェックしてください)**

- すべての従業員（マーケットマネージャーに代わって働く従業員またはボランティア、及びブースベンダーのために働く従業員を含む）には、この方針のコピーが配布されている。
- 脆弱な従業員（65歳以上、慢性的な健康状態にある従業員）は、可能な限り在宅勤務を行い、またはマーケットにて他人との接触を制限する仕事に割り当てられる。
- すべての従業員（ボランティア、ベンダーを含む。総称して「従業員」と呼ぶ）が病気にかかった場合、またはCOVID-19検査で陽性反応が示された場合は、出勤しないよう指示する。従業員は、必要に応じて、自己隔離と隔離に関するCDCガイダンスに従うことを理解している。病気で自宅にいるときは、従業員が罰せられることがないように、職場休暇ポリシーを見直し、更新する。
- 郡のスクリーニングガイドライン に準拠して、すべてのベンダーと従業員に対するスクリーニングをマーケットに入場する前に実施する。症状の確認には咳、息切れ、呼吸困難、発熱または悪寒の有無、及びその従業員が現在隔離、検疫命令下にあるかどうかを含む必要がある。これらのチェックは、従業員またはベンダーの到着時にリストまたは直接行うことができる。可能であれば、作業現場でも温度チェックを行う必要がある。
 - 陰性スクリーニング（許可されている）：その個人が症状を持たず、過去**10日**以内にCOVID-19の症例と接触していない場合、施設に入って作業が許可される。
 - 陽性スクリーニング（許可されていない）：
 - その個人がCOVID-19のワクチン接種を完了¹しておらず、過去10日間に既知のCOVID-19症例と接触した場合、または現在検疫命令を受けている場合、その個人は施設への立ち入りや勤務はできず、自宅で検疫するために直ちに帰宅させる。
ph.lacounty.gov/covidquarantine に掲載されている検疫の手順を提供する。
 - その個人が上記の症状のいずれかを示しているか、現在隔離命令を受けている場合、その個人は施設への立ち入りや勤務はできず、自宅で隔離を行うために直ちに帰宅させる。
ph.lacounty.gov/covidisolation に掲載されている隔離手順を提供する。
- 従業員は雇用者や政府出資の病気休暇の権利についての情報を提供され、金銭的に病気休暇が簡単にでき

¹ 接種を2回受ける必要のあるワクチン（Pfizer-BioNTechまたはModerna製）の場合、2回目の接種を受けてから2週間以上、またはワクチンを接種が1回で済むワクチンの接種を受けてから2週間以上経過している（Johnson&Johnson[J&J]/Janssen製）人が、ワクチン接種完了者とみなされます。

るような補償を得ることができる場合がある。[2021年のCOVID-19補足有給病気休暇法](#)に基づく従業員の病気休暇の権利を含む、[COVID-19に対する病気休暇および労働者災害補償を支援する政府プログラム](#)に関する追加情報を参照してください。

- 1つ以上のベンダーまたは従業員がCOVID-19（症例）の検査結果が陽性である、または症状が一貫していると通知された場合、雇用主は直ちに感染者に自宅隔離を促し、その従業員に職場で曝露したすべての従業員に自己検疫を促す計画または手順を準備している。雇用主の計画では、追加のCOVID-19管理対策が必要となるような職場での曝露があったかどうかを判断するために、すべての検疫中の従業員に対してCOVID-19検査を実施する、または検査の手配をする手順を検討する。[職場でのCOVID-19への対応](#)に関する公衆衛生方針を確認する。
- 14日以内に職場内で3件以上の症例が特定された場合、雇用主はこのグループをロサンゼルス郡公衆衛生局（888）397-3993または（213）240-7821、またはwww.recall.ca.gov/covidreport）に報告する。グループが職場で特定された場合、公衆衛生局は、感染管理の方針、推奨事項、技術サポート、及びサイト固有の管理手段の提供を含むグループ応答を開始します。施設の対応を指導するために、公衆衛生ケースマネージャーがグループ調査に割り当てられています。
- 勤務中に他者と接触する従業員には、鼻と口を覆うのに適切でフェイスマスクが無料で提供されている。詳細は、<http://publichealth.lacounty.gov/acd/ncorona2019/masks>からロサンゼルス郡公衆衛生COVID-19のマスクのウェブページをご覧ください。フェイスマスクは、ベンダーとすべての従業員が、他人と接触している、または接触する可能性のある就業時間中は常に着用する必要があります。医療従事者からフェイスマスクを着用しないように指示されたベンダーと従業員は、州の指令に準拠し、条件が許す限り、下端にドレープが付いたフェイスシールドを使用しなければならない。あごの下にぴったりとフィットするドレープが好ましい。一方向弁付きのマスクは使用してはならない。
- 従業員は、フェイスマスクを毎日洗濯、または交換することを含む[フェイスマスク適切な使用方法について](#)指示されている。
- マスクが常時正しく着用されているようにするために、従業員は、マスクを安全に取り外して他の人から物理的に離れることができる休憩時間を除き、飲食をすることは禁じられている。飲食する場合は、従業員は常に他の人から少なくとも6フィートの距離を取る。可能であれば、屋外で他の人から離れて飲食することが推奨される。キュービクルやワークステーション（個人の仕事・作業場）が従業員間により広い距離を提供している場合は、休憩室で食事をするよりも、キュービクルやワークステーションで飲食することが好ましい。
- 従業員が食事や休憩に使用する部屋やエリアは、以下の対策を実施することにより占有率が低下し、従業員間のスペースが最大限に確保されている。
 - 休憩に使用する部屋またはエリア内で個人間の距離を少なくとも6フィート確保することができる。最大収容人数を掲示する。
 - 食事や休憩に使用される部屋やエリアの占有率を減らすために、休憩や食事の時間をずらす。ならびに
 - テーブルを少なくとも8フィート離して配置して、座席間の距離6フィートを確保するようにする。収容人数を減らすために座席を取り除くか座席にテープを貼る、距離を確保するために床に目印を付け、対面での接触を最小限に抑えるように座席を配置する。仕切りの使用は、拡散をさらに防ぐために推奨されるが、収容人数の削減、物理的距離の確保の代替とはみなされない。
- 可能な場合、日よけと座席を備えた屋外の休憩場所を作成し、物理的距離を確保している。賃金と時間の規定に準拠して、従業員が休憩室で常に6フィート以上の距離を維持できるように、休憩時間をずらしている。
- すべてのベンダーブースとベンダーブース内のすべての作業場は、少なくとも6フィート離れている。休憩室、トイレ、その他の一般的なエリアは、以下の頻度で、営業時間中は1日1回以上消毒する：

- 休憩室 _____
 - トイレ _____
 - その他 _____
- 従業員が利用できる消毒剤及び関連用品は以下の場所に常備している：

- 従業員が利用できるCOVID-19に対して効果的な手指消毒液は以下の場所に常備している：

- 従業員は頻繁に休憩をとり、石鹸と水で手を洗うことが許可されている。
- 各従業員には、独自のツール、機器、及び定義された作業所が割り当てられている。可能な限り、保持されているアイテム（電話、タブレット、ラップトップ、デスク、ペーパーなど）の共有は最小限に抑えられるか、排除される。
- この手順に記載されている、雇用条件に関連するもの以外の従業員は、配達スタッフ及び第三者として敷地内にいる可能性のあるその他の会社に適用される。
- オプション - その他の対策の説明：

B. 物理的距離を確保するための対策

- 認可を受けたファーマーズマーケットは屋内で開催される。マーケットの最大占有率は、全ての従業員、ベンダー、そして顧客が世帯外の建物と6フィートの距離を保つことを可能にするように制限されている。認定されたファーマーズマーケットは、屋外マーケットの収容人数を75%に制限する。
- マーケット内の最大顧客数は以下に制限されている：

- マーケットマネージャー（小売ベンダー）（食品ベンダーと小売ベンダーの両方）に割り当てられたスペースが、適切な物理的距離の要件に従ってテーブル、天蓋、及びその他のディスプレイをセットアップするための十分なスペースを確保できるようにする。
- テントまたはキャンピーは、[屋外事業運営のための一時的構造物の使用](#)に関するカリフォルニア州公衆衛生局の必須ガイドラインを満たしている場合に使用することができる。CRFCで概説されている要件に基づく、フードサービスは除外とする。
- 適切なフェイスマスクを着用した従業員（または複数の入り口がある場合は従業員）が入り口の近くに配置され、最前列の顧客から少なくとも6フィート離れて顧客を誘導し、市場の占有率を追跡する。
- 最大収容人数に達するリスクを減らすために、時間指定の入場または予約システムの実装を検討する。市場が最大占有率に達した場合、スペースが許せば、顧客は地域の条例で承認されたとおりに並べるが、並んでいる間は互いに6フィートの物理的距離を維持するように指示する。
- テープまたはその他のマーキングを行い、マーケットに到着する顧客間で6フィートの間隔を開ける。
- ベンダーと顧客の間の物理的距離を確保するために、少なくとも6フィートの物理的距離を維持するための対策が実施されている。
- ブースの列の間の通路は、両方向の交通に対応するのに十分な幅をとり、片道のみとして明確に指定されている。
 - ブースは、複数の顧客がブースに参加しても互いに6フィートの物理的距離を維持できるように十分な大きさに保つ。
 - ベンダーは、従業員が顧客から6フィートの物理的距離を維持できるようにブースを設置するように

指示される。6フィートの距離が不可能な場所（レジなど）には、プレキシガラスなどの不浸透性のバリアが設置されている。障壁に関する公衆衛生方針を参照してください。これには、物理的なパーティションまたは視覚的な手がかりの使用が含まれる場合があります（例えば、床のマーキング、色付きのテープ、または労働者と顧客が立つべき場所を示す標識など）。

- ❑ ベンダーが到着してブースをセットアップするときに物理的距離を維持できるように、イベント開始前にセットアップできるようベンダーの到着時間をずらすことを検討する。
- ❑ ベンダーは、マーケット期間中はできるだけブースに留まり、他人と集まらないようにする。
- ❑ サイトでの飲食は、他のすべての運営から物理的に離れている指定された屋外食事エリアでのみ許可される。参加者に、飲食はマーケットの指定された食事エリアでのみ許可されることを通知する。マーケットの敷地内の他の場所での飲食は禁止される。
 - 異なるテーブルに着席している顧客間で少なくとも6フィートの物理的距離を確保するために、テーブルの椅子の背もたれから隣接するテーブルの椅子の背もたれまでを測定したときに、テーブルの間隔が少なくとも6フィートになるように配置する。
 - テーブル席は、1グループあたり6人以下に制限される。
 - 屋外構造物を利用する施設は、カリフォルニア州保健省の「[屋外事業運営のための一時的構造物の使用](#)」に関する必須ガイダンスで指定されている、屋外設定に関する州の基準に準拠する必要がある。
- ❑ 公共の座席エリア（椅子、ベンチ、その他の公共スペースなど）は、物理的距離をサポートするように再配置する。
- ❑ ライブエンターテイメントは、屋外でのみ許可されている。着席している顧客のグループとステージまたはパフォーマーとの間に少なくとも12フィートの距離を確保できるように、目に見える境界がなければならない。パフォーマーは、パフォーマーが多くの微粒子、エアロゾル、及び飛沫が放出され移動する音声の投射を制限できるように、可能な限りパフォーマンスにマイクを使用する。
 - 顧客のダンスは禁止されている。顧客のグループは、パフォーマンス中、可能な限り着席している必要がある。
 - ライブエンターテイメントを視聴している顧客は、他者から少なくとも6フィート離れて、マスクを着用する。指定された屋外食事エリアに着席していない場合は、屋外のライブエンターテイメントを見ながら飲食することはできない。

C. 感染管理対策

- ❑ ステーションは市場全体で利用可能になり、顧客が少なくとも60%のアルコール含有量の手指消毒剤、ティッシュ、ゴミ箱などの適切な衛生製品にアクセスできるようにする。
- ❑ A頻りに触れる物の表面と出入口のエリアの清掃と消毒の計画が作成され、それに従っている。
 - 顧客の持ち帰りや支払いに関連する共有エリアと頻りに触れる物（テーブル、クレジットカードリーダーなど）は、EPA承認の消毒剤を使用して営業時間中に少なくとも1日1回は消毒する。
 - 人通りの多いエリアにある物の表面、またはマスクを着用していない個人にさらされている物の表面の洗浄と消毒の頻度を増やす。
- ❑ 顧客は、場内では常にフェイスカバーを着用する必要があることを指示されている。これは全ての成人と2歳以上の子供に適用する。医療従事者からフェイスマスクを着用しないように指示されたベンダーと従業員は、州の指令に準拠し、条件が許す限り、下端にドレープが付いたフェイスシールドを使用しなければならない。あごの下にぴったりとフィットするドレープが好ましく、一方向弁付きのマスクは使用してはならない。従業員や他の顧客の安全をサポートするために、着用しない常連客へフェイスマスクを提供できるようにする。

- 顧客は、指定された屋外食事エリアで飲食する場合にのみフェイスマスクを取り外すことができる。
 - 飲食する際は、着席しなければならない。顧客は、飲食中に歩き回ったり立ったりすることはできない。
 - フェイスマスクの着用を拒否する顧客に対して、サービスを拒否して施設から出るよう要求することができる。
- ロサンゼルス郡公衆衛生の入場スクリーニングガイドスに従って、症状チェックは、顧客がマーケットに参入する前に実施される。チェックには、咳、息切れ、呼吸困難、発熱または悪寒の有無、及びその個人が現在隔離・検疫命令下にあるかどうかを含める。これらのチェックは、直接、またはオンラインチェックインシステムなどの代替方法を介して、またはこれらの症状のある訪問者が施設に入らないように施設の入り口に掲示されている標識を介して行うことができます。
- 陰性スクリーニング（許可されている）：その個人が症状を持たず、過去 10 日以内に COVID-19 の症例と接触していない場合、施設に入って作業が許可される
 - 陽性スクリーニング（許可されない）：
 - その個人が過去 10 日間に既知の COVID-19 症例と接触した場合、または現在検疫命令を受けている場合、その個人は施設に入ることはできず、自宅で検疫するために直ちに帰宅させる。ph.lacounty.gov/covidquarantine に掲載されている検疫の手順を提供する。
 - その個人が上記の症状のいずれかを示しているか、現在隔離命令を受けている場合、その個人は施設に入ることはできず、自宅で隔離を行うために直ちに帰宅させる。ph.lacounty.gov/covidisolation に掲載されている隔離手順を提供する。
- 子供連れの顧客は、子供が親の隣にいることを確認し、子供が他人や所有していない物に触れないようにし、年齢が許せばマスクを着用する。
- 非接触対応の支払いシステムが整備されているか、実行が可能でない場合は、支払いシステムは定期的に消毒する。
- 屋外トイレと手洗いステーションには、ハンドソープ、ペーパータオル、タッチレスゴミ箱が用意されている。屋外の公衆トイレは定期的に点検され、少なくとも1日1回、または必要に応じてそれ以上の頻度で、EPAが承認した消毒剤を使用して清掃及び消毒されている。
- 公共の水飲み場は使用不可とし、顧客にそのことを知らせる標識を展示する。
- 顧客は、市場全体の共有エリアにある手指消毒剤、ティッシュ、ゴミ箱などの適切な衛生製品に簡単にアクセスできる。ブース内では、顧客が製品を取り扱うことを許可している場合、ブース内に手指消毒剤ステーションを提供する。
- 子供の遊び場、クワイティエリア、またはその他の設備（休暇写真など）は許可されない。
- オプションの他の手段を説明（例：シニアのみの営業時間の提供、オンライン注文/注文の受け取り奨励、混雑時以外の販売の奨励）：

フードサービスの安全性に関する考慮事項

- カリフォルニア小売食品法（CRFC）で概説されているすべての食品安全慣行及び要件が遵守され、維持される。
- 屋外食事エリアは、[DPHの飲食施設向き手順](#)に準拠する場合、再開することができる。食品ベンダーは、食事と同じ支払いで購入した場合にのみアルコールを販売できる。
- CRFCに概説されている必要な頻度で、器具及び機器を洗浄及び消毒する。
- 従業員の健康と衛生慣行を順守する：病気のときは労働しない、頻繁に手を洗う、CRFCで必要とされる手袋を使用する。
- すべての食品及び食品成分が承認された食品源からのものであることを確認する。

- 食品調理の従業員は、シフト中に他人の作業所の変更や入室を勧められない。
- 包装されていない食品のサンプルは許可されない。

D. 一般市民とのコミュニケーション対策

- 本手順のコピー、又はマーケット向けのロサンゼルス郡公衆衛生のCOVID-19安全準拠証明のプリントアウトを、施設のすべての公共の入口に掲示している。詳細やCOVID-19安全準拠自己証明プログラムを完了する場合は、<http://publichealth.lacounty.gov/eh/covid19cert.htm>をご覧ください。施設は、レビューのリクエストがあった場合に提供できるよう、このガイドラインを施設内全体に配布する必要がある。
- マーケットの入り口と各ブースに6フィートの物理的距離を保つこと、常時フェイスマスクを着用すること、定期的に手を洗う事の重要さと、病気の場合やCOVID-19の症状がある場合に自身に留まる必要があることを指示する標識を表示する。ビジネスが使用できる追加リソースと標識の例は、[郡公衆衛生局のCOVID-19ガイダンスのウェブページ](#)をご覧ください。
- マーケット全体の看板で、指定された屋外食事エリアを除き、施設内での飲食は禁じられていることを顧客に提示する。
- マーケット全体の看板で、最寄りの手指消毒剤ディスペンサーの場所を顧客に提示する。
- マーケットのオンライン発信（ウェブサイト、ソーシャルメディアなど）は、営業時間、フェイスマスクの必要性、限られた占有率、入場、予約、前払い、集荷及び/または配達、及びその他の関連する問題に関する明確な情報を提供している。

E. 重要なサービスへの平等なアクセスを確保するための対策

- 顧客にとって重要なサービスの安全な提供が優先されている。
- 遠隔で提供できる取引またはサービスはオンラインに移行する。
- 移動が制限されている。及び/または公共スペースでリスクが高い利用者向けのサービスへのアクセスを保証するための措置が講じられている。

企業は、上記に含まれていない追加の対策は別紙に記載し、本文書に添付してください。

本手順に関するご質問やご意見は、以下の者までご連絡ください。:

事業担当者名:

電話番号:

最終更新日:
